

# 前橋市市税条例の改正について（議案第 7 8 号）

収納課・市民税課

## 1 改正の理由

地方税法等の改正に伴い、所要の改正を行う。

## 2 主な内容

(1) 公示送達について、公示事項をインターネットを利用する方法により不特定多数の者が閲覧可能な状態とするとともに、公示事項を記載した書面を掲示場に掲示する方法又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものを閲覧可能な状態とする方法によって行うこととする。

### (2) 個人市民税

個人市民税の所得割の納税義務者について、一定の要件を満たした生計を一にする年齢 19 歳以上 23 歳未満の親族等で控除対象扶養親族に該当しないものがある場合、当該納税義務者の前年の総所得金額等から最高 45 万円を控除（特定親族特別控除）できることとする。

### (3) 市たばこ税

加熱式たばこに係る紙巻たばこの本数への換算方法について、「重量」と「価格」で換算する方式を「重量のみ」で換算する方式に段階的に改める。

## 3 施行期日

2 の(1) 地方税法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 号）附則第 1 条第 12 号に掲げる規定の施行の日

2 の(2) 令和 8 年 1 月 1 日

2 の(3) 令和 8 年 4 月 1 日